



月報

9

缶詰問屋協会

(47, 9. 14 No. 69 VOL.6)

◆目次◆

8月の行事一覧表	1
◇水産部会	2
◇(第9回)缶詰表示問題連絡協議会	5
◇(第10回)缶詰表示問題連絡協議会	8
◇蔬菜部会	13
◇新物スイートコーン缶詰に関する懇談会	17
◇マツシュルーム JAS 一部改正について	20
缶詰共同宣伝	21
◇「統一伝票普及指導員」中央講習会	23
◇中部食料品問屋連盟 盗難防止に協力の文書	26
関係団体報知	28
会員消息	28

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9278・9289番

8 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
水 産 部 会	8月 2日	10.30~13.00時	神戸銀行会 議室	14名
(第9回)缶詰表示 問題連絡協議会	8月 4日	10.30~12.00時	北洋商事(株)	全缶協7名
「統一伝票普及指導 員」中央講習会	8月11日	10.00~16.00時	東京商工会 議所	全缶協3名
仙台「缶詰フェア」8月19日、20日プラザ-仙台ビル4階大ホール 京都新聞社主催「女性サロン」8月21日京都府立勤労会館 札幌「缶詰フェア」8月22日~27日札幌三越9階催場				
(第10回)缶詰表 示問題連絡協議会	8月23日	13.30~15.50時	製缶協会	全缶協7名
蔬 菜 部 会	8月28日	13.30~15.00時	北洋商事(株)	7名
新物スイートコーン 缶詰に関する懇談会	8月28日	15.00~16.00時	北洋商事(株)	全缶協7名 メーカー 5名

9 月 の 行 事 予 定

(第3回)商業包装 検討会	9月 4日	13.30~	日 缶 協	
(第11回)缶詰表 示問題連絡協議会	9月 4日	14.00~	製 缶 協	

水 産 部 会

日 時	昭和47年8月2日	10.30～12.00時
場 所	神戸銀行八重洲口支店	2階会議室
議 題	1. 日本ツナ缶詰販売会社設立に伴うマグロ水煮缶詰の積みもどり品販売に関する件 2. そ の 他	

※ 部会討議の概要

このほど日本ツナ缶詰販売会社の鮪水煮缶詰戻り品に関する販売方針が決まり、これに対する全缶協側の協力体制を中心議題として水産部会が開催された。

1. マグロ水煮缶詰の販売について

まず、坂下部会長からマグロ水煮缶詰の販売について、次のような説明があった。「6月27日の水産部会で47年度部会活動に関する件が協議されたが、そのなかで対米プラインの積みもどり品がクローズアップされており、これをなんとか国内販売したいということを申しあげたところ、それがよいだろうとみなさんから賛同が得られ本年度の部会活動目標としてとりあげる方針を決め、まず正副部会長で日本ツナ販売会社側との話を進めていくことになり、働きかけていた。その後、私自身が日本ツナ販売の営業部長として出向となったため、ここでの発言も難かしくなったが、三井物産㈱の坂下ということで議事を進めさせていただきたい。

日本ツナ缶詰販売㈱は資本金3,000万円で、生産者50%、製缶会社

20%、商社30%の割で出資し、社長は故田上東稲氏、専務は谷川脩氏で設立総会も終り営業活動も若干動いていたが、本格的には7月17日事務所を中央区八重洲井田ビル5階、日本船缶詰輸出水産業組合内に設置した。現在の仕事は、積みもどり途中のもの、まだアメリカにストックしてあるものもあるが一応こちらにもどってきて通関を通ったものを中心に取扱うことになった。なお、積みもどり品を再チェックして再び対米向、あるいは第三国向（フランス、ベルギー等EE諸国）に輸出する一方、政府に働きかけ、発展途上国の援助物資も出したいと考えている。もう一つは2キロ缶をリリックシヤンクにして再輸出することが計画されている。本水産部会として考えられる内販向は一般消費者向と業務用販売があり、その他には自衛隊、学校、事業所給食、業界関係先販売、パッカー、商社の社内売り、それから原材料としてのメーカー向け、例えば佃煮メーカーあるいは冷凍ツナコロ、ピラフのメーカー売りの販売も考えてもよいと思う。自衛隊、学校には2カ月半位前からツナ販売の2人でやってきた結果約1,200函程度既に納入されており、事業所給食にもポツポツ売っている。今後はこういう方面にも政治的に動かなくてはと感じている。これまで約8,000函を東岳、大和の製缶ルートを通じて出していた。前回の水産部会で問屋が取り扱うに当たって安心して売れるような品質についてのお墨付がほしいとの話があり、ツナ販売の方に調べさせたところ、「食品衛生検査合格通知書」というのがあり、この証明は通関時に清水港の陸揚地で検査され、それに合格したものである。従ってロットごとに合格書があり、日本ツナ販売で持っているのでもその荷口の合格証を相手に提示することができる。これから国内販売をどう売っていったらよいかについてツナ販売の構成メンバーに申しあげたことは、従来の考え方のように横浜、清水倉庫渡し、無札、キャッシュではこの商品はとても売れない。やはり売るとなれば一般の問屋のように化粧をして、サイドもつけるといったそ

ういう売り方をしないと、この処分は出来ないということである。幸い現在そういうことを条件としたかたちのもとにツナ販売会社としてセールスマンもあり、三井、三菱、野崎から各1名、それに清水水産、清水食品、弥生食品、はごろも、東洋製缶、大和製缶から各1名ずつ出向し、みなさんの販売のお手伝いをする事になり、このほど9名が日本ツナ缶詰販売協会の役員会で決定、本日みなさんに集まっていたいで、全缶協としてこの提案でよろしければ早速、販売活動を開始したい。

ツナ販売としては、特約店形式にしてツナ販売から直接販売を依頼する。一応の建値として「東京、大阪、名古屋地区」を主体に見てあと「本州地区」「北海道、九州、四国地区」の3本建価格案を作成した。鮪輸出組合、鮪振興会、それに缶詰共同宣伝にもお願いして鮪水煮缶詰を宣伝してもらうということも今後考えて参りたい。

販売対象数としては前回の水産部会で7オンス10万函、13オンス10万函、2キロ20万函といったが正確には約50万函、このうち2キロの20万函はリバックをしようという考えもあり、いまバックからその数字を取っているが、時間が経てば7オンスも消化可能と思う。」

以上坂下部会長の説明のあと各氏から質問、意見交換が行なわれた。なお、同時に7オンス、13オンス、2キロ缶を実際に開缶しての話合いもなされた。

☆ ☆ ☆

以上本部会の結論としては、全缶協水産部会が販売を受けるということではなく、水産部会メンバーを中心にツナ販売が問屋を選定するという方針がだされ、最後に坂下部会長から、「日本ツナ販売としてこういう構想があるんだということに進めさせていただくが、今後全般的な問題とし

て、全缶協水産部会に相談することがあると思うのでその節はよろしく
お願いしたい。

ツナ販売として出来るだけ早い機会に東京、名古屋、大阪で説明会を開き
8月20日をメドに出荷出来るような態勢で作業を進めたい。」

との意向が述べられた。

(第9回) 缶詰表示問題連絡協議会

日	時	昭和47年8月4日	10.30～12.30時
場	所	北洋商事(株)	7階会議室
議	題	1.果実缶詰の一括表示に関する件 2.その他	

出	席	日本製缶協会	山崎力氏
		大和製缶(株)	山田英雄氏
		東洋製缶(株)	加藤久典氏
		北海製缶(株)	稲毛仁氏
		日本缶詰検査協会	大内山静雄氏
		日本農産缶詰工業組合	山内正雄氏
		日本蜜柑缶詰工業組合	村上延衛氏
		日本缶詰協会	平野孝三郎氏
		国分(株)	塩月隆義氏
		(株)明治屋	高崎康二氏
		北洋商事(株)	大泉修氏
		(株)矢口屋商会	矢田四郎氏
		(株)サンヨ一堂	多田義朗氏

この表示例でいくことを確認した。

3. 果実かん詰の J A S 改正の時期について

みかん缶詰の J A S 改正は年内はないであろう。ただ一括表示だけは業界ルールによって守っていくようにすればそんなにあわてることはなからう。

農林省としても一番大きな問題のシラップの区分をすっきりさせたいとの気持があり、来年の桜桃、ももにしても糖度問題をノータッチにして J A S 改正をやるかどうかだが、国際規格のシラップ問題が大分先になるので決断がつけにくいであろうとの見解が示され、今後その辺の動静をつかんでいこうということになった。

4. 公取委の見解について

日缶協平野常務理事から次のような説明があった。

「8月1日に製缶協会山崎専務と一緒に公取委に出向いて次の内容に関して見解を聞いた。

- (1) 最近新しい方針のもとに、J A S の改正を行ない、それに伴って一括表示基準を設定し、これが公正規約と矛盾する点も出てきている。例えば農林省の一括表示に品名、形状を書くことになっているが、一方公正規約では主要部分に書かなくてはならず二重表示になる旨、説明した。これに対して公取委はその点につき農林省とも度々話し合いをしてきたが、農林省の立場として基本の方針を変えてくれないため、今後ともこれは難しいであろう。
- (2) 公正規約と J A S が十分調整出来ないといううらみがあるとの発言に対しては公正規約については J A S と内容を一致させるよう業界から問題点を提出してもらいそれをもとに出来るだけ早く改正するように

するということであった。

- (3) 食品衛生法で表示を義務づけられていないものが新しく改正され表示しなくてはならなくなった場合、公正規約の手直しが必要となることについて公取委はそのことに異議はなく、規約第3条そのものを改正する。いずれにしてもなるべく早く業界から原案をつくって来てほしいという要請があった。」

5. 次回缶詰表示問題連絡協議会開催について

次回（第10回）缶詰表示問題連絡協議会は日本製缶協会の当番により8月中旬頃に開催予定。

（第10回）缶詰表示問題連絡協議会

日 時	昭和47年8月23日	13.30～15.50時
場 所	日本製缶協会々議室	
出席者	日本缶詰協会	平野孝三郎氏
	明治製菓(株)	小津武一氏
	日本蜜柑缶詰工業組合	阿部四郎氏
	全国トマト工業会	桐ヶ谷虎男氏
	日本果汁農業協同組合連合会	川原均氏
	全国缶詰問屋協会	北田久雄氏
	(株)明治屋	春日英男氏
	(株)サンヨ一堂	多田義朗氏
	(株)矢口屋商会	矢田四郎氏
	国分(株)	塩月隆義氏
	北洋商事(株)	三戸正義氏

三井物産(株) 能沢正司氏
日本製缶協会 山崎力氏
東洋製缶(株) 加藤久典氏
大和製缶(株) 佐藤亮氏
北海製缶(株) 稲毛仁氏

以上6団体 16名

※ 協議会の概要

当番により日本製缶協会 山崎氏が進行係となり議事に入る。

前回(8月4日)協議した果実缶詰の一括表示原則案、
みかん缶詰一括表示案^{のなかで}農林省と話し合いをした上で決める等持越され
ていた次の事項について協議した。

先づ、去る16日に蜜柑組合 阿部氏、農産組合 山内氏と共に農林省
消費経済課を訪ね、山本課長補佐と会った日缶協 平野氏から話し合いの内
容について大要次の様に報告があった。

- (イ) みかん缶詰の一括表示； 特に「サイズものゝ形状、粒の大きさにつ
いて」を中心に一般原則についても話し合った。
- (ロ) サイズものゝ形状について； 今迄は標準ものは、形状を表示しない
のが基本的考え方であったが、今後は標準品についても形状表示をし
たい。

また、もものJASマークについても特級と同様に標準の表示を、洋
梨のパートレットについても表示することを検討中。

みかんの形状の場合“ホール”が適当かどうか規約に前例があるので
()で訳をつけることになりかねないとの見解であったが、最
終的には“ホール”以外に適当な用語がないということて了承したよ

うに思う。

- (イ) 粒の大きさについて； この案は粒の大きさについての説明でなく缶マークの説明になっているので、一括表示中に義務づけることに多少ひっかゝるとの見解であった。

これに対し、粒の大きいものは、個数を示しても余り意味がないので大、中、小にする原則に基づいてこうした旨、説明したが、山本氏は即答をさけた。

尚、山本氏から品名缶マークについては法的根拠はないサイズマークだけにすることを検討する余地はないかと云われ検討を約した。

- (ロ) シラップのライト、ヘビーの別について； J A S 改正をする際にはライトシラップ、ヘビーシラップと別けて表示することを検討したい。

就いては、みかんから実施することについての業界の考え方はどうか、とのことであったが即答しなかった。

- (ハ) 一般原則について； こゝまで具体的に規定をつくることについては疑問に思う。もっと抽象的でよいのではないかとの見解であった。

これに対し、先づ品目毎に検討し、それをまとめたものが一般原則案である。実務を進める上には具体的にまとめる必要があると説明した。

- (ニ) 輸入品を包含することについて； 山本氏のこの意向に賛成した。

- (ホ) 最後に一応現状に於てこの案を了承したと解釈していかと聞いたところ、今後消費者団体との話し合いもある。また市販品調査を消費者団体に依頼しているところなので、新しい提起があるかも知れない。従って今の時点で了承するということは、かんべんして欲しい、とのことであった。

以上の報告があり、協議に入る。

1. ヘビシラップ、ライトシラップの区分について

本件は、国際規格ではこの2段階にすることにまとまる見通したが、実際に日本が承認するのは未だ先のことであり、J A S改正も、来48年度であるので、今シーズンはこの区分を行なわず従来通り、シラップづけとすることで意見が一致。

2. みかん缶詰の粒の大きさについて

今一度農林省と話合う

3. 品名缶マークについて

輸出品（注 主としてラベル缶）との関連も考え、現行通りが望ましいということで一致

4. みかんサイズものゝ形状について

“ホール”という文言に批判的意見も述べられ

- (イ) 先づ サイズものについては形状表示をしないことで農林省と折衝する。
- (ロ) (イ)の主張が通らない場合に“ホール”の文言について農林省の意向を再度打診する。

5. 一般原則について

- (イ) J A Sの添加物の取扱いについて

前回J A Sの食品添加物委員会の議事録を調べることになっていたが、未調査なので次回までに調べることに決まる。

- (ロ) 「原材料名」欄の(ア) 使用した原材料を製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

但し、異質の原材料を配合した場合は。。。。の異質という文言については公正競争規約施行規則にも使われているので、公正取引委員会事務官の意向も聞き、次回に協議することになる。

- (ハ) 輸入品の一括表示規定について

一般原則のなかに含めるという考え方と、一般原則から外し、輸入品について別に定めるという考え方とあり農林省の意向を確かめた上で決めることになった。

6. 活字の大きさについて

6P以上の活字でいゝ缶型範囲が決まらないので、次回会合で本件を協議することで意見が一致。

7. 第8回議事録一部訂正について

山崎氏より第8回（7月18日）（日缶協当番）議事録中（6）製造年月日について“フタと缶底に分けた表示記載方法に改める”となっているのは誤りで一般原則 注(2)にあるように（トップ印刷缶、プルトップ缶等）あつては、製造年月日を缶底に略号で記載と表示することが出来る）

“フタに略号で記載”としても“缶底に略号で記載”としてもいゝこととて意見が一致した筈と発言、この申出通りが正しいと了承された。

8. その他

次の2つの要望があつた

- (イ) 多田氏から一括表示した品物がそろそろ市場に出廻り始める。消費者から意見が寄せられた場合、その内容について事務局に連絡するよう日缶協、全缶協は会員に通知して欲しい。
- (ロ) 平野氏から地方紙や週刊紙に缶詰に関する記事が出たらそのコピーをこのメンバーで交換し合うようにして欲しい。

9. 次回会合

次回会合については、日缶協当番により、次の様に決まる。

- (イ) 農林省担当官の出席を要望する
- (ロ) 日 時は9月4日（月） 14.30
製缶協会議室。

蔬 菜 部 会

日 時 昭和47年8月28日 13.30～15.00時
場 所 北 洋 商 事 (株) 7階会議室
議 題 1. 新物スイートコーン缶詰に関する件
2. そ の 他

※ 部 会 討 議 の 概 要

新物スイートコーン缶詰がいよいよ北海道で開始されるが、かなりの増産が予想され、加熱ムードも一部に伝えられているところから、緊急に蔬菜部会を開催し、検討を行なったあと、大手メーカーを招き懇談会を行なった。

1. 新物スイートコーン缶詰について

まず萩原副会長から次のような状況説明があった。

「新物スイートコーン缶詰がいよいよ北海道で開始されるが、かなりの増産が予想され加熱ムードも一部に伝えられており、緊急に集まっていたわけである。

ある筋からの現地連絡では原料価格は昨年なみと見られ18円位の予想豊作型で生、冷凍、缶詰の3方面に向けられるが、原料は消化出来ないほど集まるのではないかとみられている。パッカーは原料価格の値下げを申し込んでいるかどうかははっきりしていないが、原料を厳選して受け入れるという体制である。

生産数量は昨年の105万函が、ことし150万函にもなりかねない状況である。

以上のような見通しで私も130万函は出来るだろうと見ているが本日協議願ったうえ、このあとからメーカーとの懇談会で今後の行き方について話し合いを行ないたい。

資料によると、46年は105万函の生産で在庫が20万函、輸入が5万函、合計130万函が販売対象であったが、これは流通段階の大きな犠牲性によって売られたものということがいえる。

消費はついたといってもことし流通段階が犠牲にならないで売れるかどうか。150万函もの生産となれば価格が昨年並みでも、市場はあふれてしまふ。内地は原料が高く採算に合わず、途中で生産をやめ余りつくられていないが、北海道は天候が順調で、生、冷凍、缶詰と一緒に重なるので余り出来ないという声も一部にある。今日集まるメーカー4～5社で70%以上のシェアを占め、この方達が大きく増産計画を持っているところに大きな問題がある。自分は売る力を持っているということであるが、市場に一ぺんに押し込むということをせず計画的な販売をしてもらうことが大切でこの点を要望したいが、あとみなさんからご意見を聞かせていただきメーカーとの懇談会に臨みたい。」

このあと各氏から次のような意見が出された。

☆ ☆ ☆

スイートコーンはブランドが集約されており強いブランドであるだけにその他と違ってパッカーからの安売りはなからう。しかし現在までコンスタントに伸びてきているが100万函を越え、さらに伸ばすためにはやはり価格が左右する。ことしの在庫は10万函位でホールはなく、クリームが残っているが、昨年スタート時よりもことしの方が気分的には楽である。しかし、メーカーの製造計画を合わせると150万函という数字になりこ

れは余りにも多過ぎ、この声を聞いただけで先々は期待出来ないということから当用買いとなり吸い込みは悪く、来年の春頃までだぶつくことになろう。130万函程度であれば年間の消費は出来てもその過程が問題で、われわれが当初の考えていた線で年間通していけばよいが途中必ずダレが来る。メーカー段階で投げなくても問屋段階で出てくるおそれもある。

☆ ☆ ☆

昨年の缶型別生産数量は下記の通り。（農産缶工組資料で）

4/2 873,000 函

果7/4 130,000 函

その他 51,000 函

品種別は

ホール4：クリーム6の割合で年々ホールの割合が増加してきている。

☆ ☆ ☆

販売価格については、主だったブランドは昨年と同値と発表しており、販売価格は変わらないが増産ということはかなり難かしい年になりそうである。5～6年前にスイートコーン缶詰は100万函の商品になるといったが一昨年からぐんぐんと伸びてここ4年の間に倍になっている。これは冷凍コーンの普及も一つの原因であろう。コーンスープのほかにもコーンコロケなど家庭でよくつくられるようになってきたがそうした面での消費宣伝は必要である。これからはいままでの勢いで伸びるかどうかが150万函まではいくがそれからの急速な伸びは無理であろうとの見解であった。

☆ ☆ ☆

内地の製造についてはお盆に重なるためほとんどが生食用に向けられ工場には持ち込まれまい。65円に売るには原料がキロ37~40円程度でなければ採算に合わないがとても原料価格がそれについていかず内地でのスイートコーン缶詰の製造は困難となってきた。

☆ ☆ ☆

輸入品についてはアメリカは高く、安いのは中近東である。1級品75~80円。2級品は1割安ということで妙味はないが円の再切り上げが1割位あれば68円程度となり安心して輸入出来るようになろう。しかしいまのところは少し危険である。輸入品もとてもよいものがあり特にドライパックは食べてうまく将来市場を左右するかもしれない。いずれにしても円高でますます輸入品が有利となり、日本もどうか出来ず、農産缶詰はこうした宿命を負わされている。

☆ ☆ ☆

以上のような意見交換が行なわれ結論的には次のような見解となった。このあとの懇談会ではメーカーの考え方を説明してもらい宣伝についての意向を聞くことにしたいが慎重な生産をしてもらうこと、昨年の5割アップは非常に危険が感じられ、販売面では1年間の方策を考えいっぺんに出さないように年間の出荷配分を上手にやっていただきたい。また量産となると応々にして品質の低下を招きがちであるのでこの点を十分注意してもらおう。

以上の点を懇談会でメーカーに要望することになった。

新物スイートコーン缶詰に関する懇談会

日 時 昭和47年8月28日 15.00～16.00時

場 所 北 洋 商 事 (株) 7階会議室

内 容 新物スイートコーン缶詰に関する件

出 席 〔全缶協側〕

蔬 菜 部 会	副部長	萩	原	弥	重	氏
(株)明 治 屋		高	崎	康	二	氏
北 洋 商 事 (株)		大	泉		修	氏
野 崎 産 業 (株)		上	滝	雅	三	氏
(株)サ ン ヨ ー 堂		森	木	国	雄	氏
全 缶 協	専務理事	北	田	久	雄	氏
”		中	沢	和	雄	氏

〔農産缶工組側〕

クレートル興農(株)		佐	藤	俊	雄	氏
日 魯 漁 業 (株)		舟	木	定	雄	氏
大 洋 漁 業 (株)		宮	永	一	之	氏
日 本 缶 詰 (株)		横	尾	正	登 紀	氏
農 産 缶 工 組	専務理事	山	内	正	雄	氏

※ 懇談会の概要

北海道の新物スイートコーン缶詰もいよいよ製造開始となったが作柄も豊

作で増産が伝えられるところからこの時点で生販両者が前向きで話し合いを行なうのは大いに意義があるとの考えから緊急に蔬菜部会で検討したあと引続いてスイートコーンの大手メーカーを招き全缶協蔬菜部会メンバーとによる懇談会開催となった。

この懇談会ではまず各メーカーから情况等が述べられそれらの説明のもとに全缶協としては特に年間通しての計画的販売がなされるよう要望した。

この懇談会における両者の見解は次の通りである。

☆ ☆ ☆

〔メーカー側の見解〕

北海道内のスイートコーン缶詰生産は130万函の計画であるが、しかしこれが限度と思う。原料は平年作よりややよいといってもピークが短かく原料がいっぺんに出た場合を考えるとこれ以下になる。

冷凍は在庫もなく意欲が強いが3年前に大きな損をした苦い経験をしており、缶詰と競争して高値増産を招来するような心配はないのではないかと。

缶詰の生産は前年は前々年と大体横ばいの105万函であり、ことし2割7分位増の130万函で伸び率からみて心配はいらないだろうと観測している。しかし一部で予想されている150万函の生産説はとても無理であり、130万函の大筋は間違っていないと思う。

在庫については小売段階も含めて20万函の声があるが、そんなにはないと見ている。1年間で120万函は消化していると思うのでことしの130万函は輸入品を含めても大体消化出来るのではないかと。

スイートコーン缶詰の消費は東京中心で京阪神もまだわずかし消費しておらず未開拓地域が相当あり、それだけに消費の伸びが期待される。

宣伝費として1函1円50銭を拠出し缶詰フェア等で料理実演、試飲を行

なる考えであるがこのほかに何かよい案でもあれば教えたいがむしろ広く市場に現物を出すことが先決であり、地域によって現物が出ていなかったといったようなことをなくする必要がある。

ホールは昨年105万函生産のうち39万函の実績であったが、ことしは50%は無理としても45%位にはいくであろう。このホールが増えることにより生産は逆に125万函位に総数が減るかもしれない。日本の農産缶詰は原料対策については輸入品とあくまでも競争していける態勢で取り組むべきであり、それには数字を伸ばすよりないと思う。そのためには宣伝をして消費の伸び率のなかで生きるほかはないと考える。

☆ ☆ ☆

〔 全 缶 協 働 の 見 解 〕

アメリカのものが64～65円で来ており、品物もよくそれにも拘わらず日本のスイートコーン缶詰が年を追うごとに高値となっていくことは今後の問題として大丈夫なのかどうか。まずその辺の心配がある。実勢としては伸びてはいるがいまままでの伸びは流通段階（2次店を含む）の犠牲において伸びてきたものである。昨年のスタート時には70～80万函ということをおいわたがことしは130～140万函ということで買手の感じとしてすでにそのアナウンスでブレーキがかかる。実際の消化は130万函はあるかもしれないが、当用買いとなるため押し込みがきかず、販売面では苦しくなる。いずれにしても3割の商品伸びは相当の努力を要する。スイートコーン缶詰は銘柄物で80%を占めており、それだけ問屋も大変。ここで特に要望したいことは、各社が出荷調整をしながら売られるようにすることが市場を維持する唯一の方法であると考えてるので、是非とも大手

各社の年間を通じての計画的出荷を考えてもらいたい。収穫期がいっぺんに重なると過熟のものが出るおそれもあり問屋としては増産の年は余計慎重に品質面の配慮を要望する。

マッシュルーム J A S 一部改正について

日本農産缶工業組合では 8 月 1 8 日付で同組合マッシュルーム部会員に次の文書を送付した。

マッシュルームかん詰の J A S 規格一部改正について

拝啓 酷暑の候益々ご隆昌の程お慶び申し上げます。

陳 者

かねて農林当局に申請しておりました標記の件については、8 月 1 4 日開催の農林物資規格調査会で下記の農林省原案が承認されましたので、秋作開始までには告示される見通しが確実となって参りました。

したがって部会申し合せの通り国産原料による製品には J A S を付ける様、ご準備賜わり度とりあえずご案内申し上げます。

敬 具

記

日本農林規格に追加される予定のもの

小型 2 号缶 固形量 5 0 g

1 号缶 " 1, 9 8 0 g

日本農林規格より削除される予定のもの

マッシュルーム1号/缶 固形量 57g

以上

缶詰共同宣伝

サンケイかん詰料理教室

月/日	曜	時間	会場名	場所	参加者数
8/7	月	午後1時30分 ～3時30分	長野県婦人会館	長野市南県町	70
8/8	火	午後1時30分 ～3時30分	相生会館(小諸図書館隣り)	小諸市相生町	35
8/9	水	午後1時30分 ～3時30分	桜町公民館	松本市女鳥羽 1丁目	65
8/10	木	午後1時30分 ～3時30分	小井川区民会館	岡谷市加茂町 4-6-1	120
8/11	金	午後1時30分 ～3時30分	湖柳公会所	諏訪市湖岸通り 4-6-13	35

[9月予定]

9/18	月	午後1時30分 ～3時30分	東京都商工信用金 庫堀切支店	葛飾区小菅2～22～9	
9/19	火	午後1時30分 ～3時30分	宮城第3都営団地 集会所	足立区宮城町1～5	

仙台缶詰フェア成功裡に終了

東北地区缶詰フェアは8月19日、20日の2日間、仙台市プラザ・ミシンビル4階において開催された。

開幕の19日は10時開場を待つお客で約100名の行列をつくるほどで、定刻10時に宮城食品卸同業会会長 渡辺林吉氏（髙渡喜 代表取締役社長）によってテープカットが行なわれた。会場全体のレイアウトは、こじんまりとまとまり、出品会社26社も各社独特のディスプレイを施し、試食・試飲も盛んで一般消費者に対する缶詰のイメージはより一層高められた。

札幌地区缶詰フェア成功裡に終了

札幌地区缶詰フェアは8月22日～27日の6日間、札幌三越9階催場で開催された。

ことしは「台所からレジヤまであなたの缶詰展」をテーマに予想を上回る成果をあげ終了した。

京都新聞社主催

第103回「女性サロン」で缶詰PR

京都新聞主催第103回、女性サロンは、8月21日午後6時～9時、府立勤労福祉会館大ホールにおいて、特別試写会（洋画）、音楽鑑賞等のプログラムで開催されたが、この機会をとらえ、入場者約1,300名の女性に次のような缶詰PRを実施した。

- (1) PR映画「かんづめが出来るまで」を映写。
- (2) 2階ロビーに缶詰料理，和・洋・中華9種類を作製，展示し，（京都料理学校，校長 小川英彰先生の献立による。）この料理に使用された，缶詰を陳列，パネル掲示。
- (3) 入場者全員に入場の際，缶詰1缶，貯金缶1個，缶切1個，テキスト3種類を進呈。
- (4) 来る9月10日 缶詰料理講習会の予告発表。

関西地区で日刊紙に 一頁広告を掲載

京阪神地区における缶詰共同宣伝行事の一環として，8月6日朝刊に阪神地区はサンケイ新聞，京都地区は京都新聞に1頁（全面）広告を掲載。テーマは「フレッシュミセス・缶詰クッキング」としてスピーディな料理余暇の活用，缶詰を用いた8種類の料理を紹介，あわせて缶詰ミニ知識と題し，「缶づめは，ぎゅうぎゅうづめ」「一度開けたら缶づめではない」「缶づめは新しい，古いということにあまりこだわる必要はありません」などの説明が加えられており，読み捨てされず長く保存されるような内容となっている。

また，下3段通して，協賛した35社の社名，商標名も示されている。なお，この広告をポスターとして小売店にも配布された。

「統一伝票普及指導員」中央講習会

日 時 昭和47年8月11日（金） 10時～16時
場 所 東京商工会議所ビル3階第1・2・3会議室

主催者	日本商工会議所		
対象者	商工会議所関係「統一伝票普及指導員」	47名	
	業種別団体関係「統一伝票普及指導員」	42名	
内 容	①	取引用統一伝票の普及促進について	
	②	取引用統一伝票の解説および指導方法について	
	③	「統一伝票普及指導員」の指導事例について	
	④	そ の 他	

※ 中央講習会の概要

取引用統一伝票の普及を促進するため「統一伝票普及指導員」を対象に開催され、本年度も前年同様の要領にて普及指導事業を展開していくことになり、全街協から次の3氏が指導員として本年度の統一伝票普及指導にあたることになった。

構 梅	： 沢	専務課長	岡田繁雄氏
構 メイカン		専務取締役	岩井孝之助氏
全国街訪問屋協会		専務理事	北田久雄氏

昭和47年度取引用統一伝票 普及指導事業実施要領

日本商工会議所

(昭和47年6月)

日本商工会議所においては、通商産業省から委託をうけ流通システム化の一環として専務能率の向上と流通の合理化に資するため、取引用統一伝票の普及指導事業を全国的に実施する。

1. 「統一伝票普及指導員」の委嘱

(1) 商工会議所関係「統一伝票普及指導員」

4 7 都道府県商工会議所連合会を通じ、都道府県内商工会議所の職員のうちから適任者1名計4 7名を選び、日本商工会議所会頭が委嘱する。

(2) 業種別団体関係「統一伝票普及指導員」

原則として、8業種（菓子、缶詰、織物、金物、ゴム履物、塗料、百貨店、チェーンストア）に関係ある団体を通じ、その団体の役職員等の中から計4 2名を選び、日本商工会議所会頭が委嘱する。

2. 普及指導事業

(1) 「統一伝票普及指導員」中央講習会の開催。

(2) 「統一伝票普及指導」地方講習会の開催

地方における取引用統一伝票の普及を促進するため、商工会議所関係「統一伝票普及指導員」ならびに業種別団体関係「統一伝票普及指導員」による地方講習会を次の要領により開催する。

イ、商工会議所関係「統一伝票普及指導員」による講習会

- | | |
|---------|----------------------------------------|
| (イ) 期間 | 昭和4 7年9月～4 8年2月 |
| (ロ) 場所 | 各都道府県内の主要都市で3回実施 |
| (ハ) 主催者 | 日本商工会議所、都道府県商工会議所連合会、開催地商工会議所 |
| (ニ) 講師 | 商工会議所関係「統一伝票普及指導員」 |
| (ホ) 対象者 | 業界団体および関係企業 |
| (ヘ) 内容 | ① 取引用統一伝票の普及促進と取引用統一伝票の解説について
② その他 |

ロ、業種別団体関係「統一伝票普及指導員」による講習会

- (イ) 期 間 昭和47年9月～48年2月
- (ロ) 場 所 全国主要都市で延126回
- (ハ) 主催者 日本商工会議所，都道府県商工会議所連合会，開催地商工会議所，関係業種団体
- (ニ) 講 師 業種別団体関係「統一伝票普及指導員」
- (ホ) 対象者 業種別団体の会員および関係企業
- (ヘ) 内 容 ① 取引用統一伝票の普及促進と取引用統一伝票の解説について
② そ の 他

3. PR用パンフレット等の作成

- (1) 一般用パンフレットの作成
- (2) 業種別リーフレットの作成
- (3) 指導者用パンフレットの作成

中部食料品問屋連盟

盗難防止に協力の文書

中部食料品問屋連盟（名古屋市中村区花車町3丁目36番地 会長 森下裕氏）では，8月付で愛知，岐阜，三重の3県下の食料品問屋に対して「お願い」と題する下記の文書を送付し，盗難防止の協力を要請した。

お 願 い

最近愛知，岐阜，三重の三県下を中心に大掛りな食料品の倉庫荒しが横行している事は既にご承知のことと思います。

被害額もかに缶詰，シーチキン，ハイ・ミー，ネスカフェ等を

中心に数千万円にのぼっています。

当連盟ではこの件につき協議を重ね、愛知県警とも相談して皆様のご協力を得て業界の不安を取り除きたいと考えております。

この厩大な被害額にのぼる商品はいったい何処へ消えてしまったのか？

窃盗団の暗躍を許しているスキがどこかにあるのではないかと？
今一度省る必要があるのではないかと思います。

規律と秩序の中においてこそ売買は成り立ちますが、大量の盗難品が市場に出廻った場合には乱売の因となり、それ自体が業界の不安と不信を呼ぶこととなります。

ここでお願いしたいことは、皆様がプロ意識に徹し、不審な商談や商品のルートを追及して頂きたいということです。

勿論、盗品故買等あり得るはずはないと思います。知らないで犯す場合もなかには考えられますが、法律上の重い罪、社会的な責任は問うまでもありません。とくに安い商品、売り込みの相談などで不当、不審な情報をどんな些細なことでもご一報頂きたいと思います。

市場で評判の良い商品が安い、原価を割った商品、現金売りの商談等もその対象となりますし、私共の良識にてらしてどんな小さなことでも見逃さず、当連盟事務局、または取引先の間屋、メーカーまでご連絡下さるようお願いいたします。

盗難品の行方に業界が一致して当る態度こそ、こうした事件の再発を防ぐ唯一の有力な手掛りとなります。業者としての姿勢を正しこれを機会に、このような事件を業界から締め出し、健全な姿を保っていきたいと思いますのでご協力下さい。

昭和47年8月

各 位 殿

関 係 団 体 報 知

※京滋缶詰協議会事務所が下記に変更した。

京都府綴喜郡八幡町神原109

中利缶詰 株式会社内

会 員 消 息

〔業務合併ならびに東京営業所設置〕

※(株)祭原(東大阪市本庄1,661 取締役社長 森際幸夫氏)では、関東地区営業所設置の時期と同じくして「大和乾物(株)」(神戸市兵庫区南仲町 取締役社長 川畑皓司氏)と業務合併を行い同社の営業の大半を譲り受けるとともに人材を継承し体質の改善を図り大型化、自由化の時流に対処することになり関東地区および九州地区は9月1日、関西地区は10月1日を期して従来の大和乾物(株)との取引は(株)祭原にて業務を引継ぐ。

(株)祭原東京営業所

所 長 小 林 和 雄 氏

統 括 課 白 柳 忠 彦 氏

住所 東京都板橋区高島平9丁目32の6 電話 932～7491～2

○ 板橋配送センター 所長 白柳忠彦氏 (兼務)

住所 東京営業所に同じ

○ 鶴見配送センター 所長 西本耕作氏

住所 横浜市鶴見区大黒町1番11号

○ 厚木配送センター 所長 進藤勝治氏

住所 厚木市岡田字えがら 777

〔新社屋に移転〕

※保田商事㈱（広島市 代表取締役社長 保田二郎氏）ではかねてより建設中であった新事務所が落成し9月4日から同所に移転営業する。

新住所

広島市祇園町長束1.224～1 郵便番号 731-01

電話

(0822) 39～3935(代表)

〔人事異動〕

※森永製菓㈱ではこのたび食品営業部長 国島平三氏の後任として 食品営業部長 岡田信雄氏が着任した。

〔機構改革および支店開設〕

※新生商事㈱（北九州市小倉区浅野 取締役社長 木本哲夫氏）では、北九州支店を新らしく「北九州支店」と「小倉支店」の2支店に分け9月1日付で今後の運営を行なうことになり、新「北九州支店」は主として北九州市において消費者に直結する量販店並びに小売部門、「小倉支店」は

主として卸部門とし専門的なサービスを積極的に推進することになった。

新生商事(株)北九州支店 支店長 古林 蕃氏

住所 北九州市小倉区西港町91番1号 郵便番号 803

電話 (093) 561~6161(代表)

●小倉支店 支店長 吉岡 猛氏

住所 同 上

電話 (093) 561~7166(代表)

また同社では9月4日から都城支店を開設する。

●都城支店 支店長 太田末明氏

住所 都城市早鈴町1652番地

電話 (0986) 23~2137(代表)

また東京事業所は9月1日より下記事務所において業務を行なうこととなった。

●東京事業所 事業所長 弘津 昇氏

住所 東京都中央区日本橋小舟町1丁目2番15号 郵便番号 103

日本橋相互ビル 5階505号

電話 (03) 662~4065

